

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

道人事委員会規則

- 北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則..... 3

道人事委員会告示

- 北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正..... 4
- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の全部改正..... 4

公布された規則のあらまし

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則 2 - 34）

- 1 趣旨
北海道人事委員会事務局の組織について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。
- 2 内容
給与課においてグループ制を実施するため規定の整備を行うこととした（第2条、第5条及び第8条関係）。
- 3 施行期日
この規則は、平成15年6月1日から施行することとした。

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則16 - 4）

- 1 趣旨
公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則に定められた派遣先団体から団体を削除するため、この規則を制定することとした。
- 2 内容

派遣先団体から「財団法人北海道長寿社会振興財団」、「社団法人北海道機械工業会社団」、「法人北海道国土緑化推進委員会」及び「社団法人北海道消費者協会」を削除することとした（別表第1関係）。

- 3 施行期日
この規則は、平成15年6月1日から施行することとした。
給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則 7 - 1042）

- 1 趣旨
北海道行政組織規則の改正にかんがみ、規定の整備を行うこととするため、この規則を制定することとした。
- 2 内容
「北海道保健福祉部薬務課」を「北海道保健福祉部医務薬務課」に改めることとした（別表第1関係）。

- 3 施行期日
この規則は、平成15年6月1日から施行することとした。
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則 7 - 1043）

- 1 趣旨
北海道行政組織規則の改正等にかんがみ、管理職手当の支給範囲等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

- 2 内容
新たに管理職手当の支給対象とする職及びその支給区分等を定めることとした（別表関係）。
- 3 施行期日
この規則は、平成15年6月1日から施行することとした。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則 7 - 1044）

- 1 趣旨
北海道行政組織規則の改正等にかんがみ、規定の整備を行うこととするため、この規則を制定することとした。
- 2 内容
級別標準職務表を改正することとした（別表第1関係）。
- 3 施行期日
この規則は、平成15年6月1日から施行することとした。

道人事委員会規則

「道民カレッジ」は、豊かな地域づくりに向けて道民の自主的な生涯学習を応援します。

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年5月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 2 - 34

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和33年人事委員会規則 2 - 5）の一部を次のように改正する。

第2条の表給与課の項を次のように改める。

給与課	
-----	--

第5条第2項の表課の項の次に次のように加える。

課（係を置かない課に限る。）	主幹	課長を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。
----------------	----	-----------------------------------

第8条第2項中「課長補佐」を「課長補佐（第5条第2項に定める主幹を含む。以下同じ）」に改める。

附 則

- この規則は、平成15年6月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられたものとする。

給与課長補佐	給与課主幹
給与課企画係長	給与課主査
給与課給与係長	給与課主査

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則16 - 4

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16 - 1）の一

部を次のように改正する。

別表第1中「財団法人北海道長寿社会振興財団」、「社団法人北海道機械工業会」、「社団法人北海道国土緑化推進委員会」及び「社団法人北海道消費者協会」を削る。

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1042

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 188）の一部を次のように改正する。

別表第1中「北海道保健福祉部薬務課」を「北海道保健福祉部医務薬務課」に改める。

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1043

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 267）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中 「入札指導監察監 副出納長」を「副出納長」に、

「課長補佐 主任技師（人事委員会）の定めるものに限る。」を「主幹 主任技師（人事委員会）の定めるものに限る。」に改め、同部東京事務所の項中

「課長補佐 4 種」を削り、同部保健所の項中

「副支所長 5 種」を削り、同部大阪事務所の項中

副所長	2 種
-----	-----

を削り、同部工業試験場の項中

部 長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）
-----	-----------------------------

を

部 長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）
技術支援センター副所長	3 種

に改め、同部病害虫防除所の項中「5 種」

を「4 種」に改め、同部花・野菜技術センターの項中「3 種」を

「3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）」

に改め、同部高等技術専門学院の項中

室 長	4 種
-----	-----

を削り、同部水産孵化場の項中「企画室長」

を「室 長」に改める。

別表教育庁の部本庁の項中「課長補佐主幹」を「主幹」に改め、

同部図書館の項中

館 長	1 種
副館長	2 種

を

館 長 副館長	1 種
------------	-----

に改め、同部生涯学習推進センターの項中

「2 種」を「1 種」に改める。

別表議会事務局の部中「課長補佐主幹」を「主幹」に改める。

別表監査委員事務局の部中「課長補佐」を「主幹」に改める。

別表地方労働委員会事務局の部中「課長」を「課長参事」に改める。

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7 - 1044

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 405）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表4級の欄第1項中「又は支庁の係長」を「の主査」に改め、同欄中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同欄第6項中「係長」を「主査」に改め、同項を同欄第7項とし、同欄第5項中「係長」を「主査」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄第4項中「係長」を「主査」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄中第3項を第4項とし、同欄第2項中「係長」を「主査」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄第1項の次に次の1項を加える。

2 支庁の係長の職務

別表第1アの表5級の欄第1項中「又は支庁」を削り、「係長」を「主査」に改め、同欄中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同欄第6項中「係長」を「主査」に改め、同項を同欄第7項とし、同欄第5項中「係長」を「主査」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄第4項中「係長」を「主査」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄中第3項を第4項とし、同欄第2項中「係長」を「主査」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄第1項の次に次の1項を加える。

2 支庁の相当困難な業務を処理する係長の職務

別表第1アの表6級の欄第1項中「又は支庁」を削り、「係長」を「主査」に改め、同欄中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同欄第6項中「係長」を「主査」に改め、同項を同欄第7項とし、同欄第5項中「係長」を「主査」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄第4項中「係長」を「主査」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄中第3項を第4項とし、同欄第2項中「係長」を「主査」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄第1項の次に次の1項を加える。

2 支庁の困難な業務を処理する係長の職務

別表第1アの表7級の欄第1項、第3項及び第5項から第7項までの規定中「課長補佐」を「主幹」に、「係長」を「主査」に改め、同表8級の欄第1項、第3項及び第5項から第7項までの規定中「課長補佐」を「主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第8号

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、平成15年6月1日から施行する。

平成15年5月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

第3項第2号を次のように改める。

(2) 本庁農政部酪農畜産課に勤務する獣医師である職員

第4項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育庁に勤務する保健師等である職員

北海道人事委員会告示第9号

平成7年北海道人事委員会告示第6号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の全部を次のように改正し、平成15年6月1日から施行する。

平成15年5月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

開示対象者	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の内容		口頭による開示請求を行うことができる期間	口頭による開示請求を行うことができる場所
	試験の名称	開示する内容		
第1次試験 不合格者	北海道職員採用上級試験	第1次試験の個別結果及びその成績順位	第1次試験の合格発表の日から起算して1か月間	北海道総務部法制文書課行政情報センターおよび北海道東京事務所の情報コーナー（第1次試験を東京会場で受験した者の場合に限る。） 北海道総務部法制文書課行政情報センター及び第1次試験地の支庁（石狩支庁を除く。）の行政情報コーナー
	北海道職員採用中級試験			
	公立小中学校事務職員採用中級試験			
	北海道職員採用初級試験			
	身体障害者採用選考試験			

第2次試験 不合格者	北海道職員採用上級試験	第1次試験の個別結果及びその成績順位並びに第2次試験の総合順位	第2次試験の合格発表の日から起算して1か月間	北海道総務部法制文書課行政情報センターおよび北海道東京事務所の情報コーナー（第1次試験を東京会場で受験した者の場合に限る。） 北海道総務部法制文書課行政情報センター及び第1次試験地の支庁（石狩支庁を除く。）の行政情報コーナー
	北海道職員採用中級試験			
	公立小中学校事務職員採用中級試験			
	北海道職員採用初級試験			
	身体障害者採用選考試験			